

株 主 各 位

神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号

株式会社 キムラタン

取締役社長 浅川 岳彦

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成20年6月26日(木曜日)午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成20年6月27日(金曜日)午後1時 |
| 2. 場 | 所 | 神戸市中央区港島南町7丁目1番5号
ニチイ学館神戸ポートアイランドセンター 3F大会議室
開催場所及び開催時刻が昨年と異なりますので、
末尾の「株主総会会場案内図」及び上記の開催
時刻をお確かめの上、お間違えのないようお願い
申し上げます。 |

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第45期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名解任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資は底堅く推移しているものの、原油価格の高騰や国際金融情勢の変動など、景気先行きに不透明感が出てまいりました。かかる状況に加え不安定な気候の影響もあり、アパレル市場における消費動向は全般的に低調な推移となりました。

このような中で、当社グループは、収益構造の転換を目指し、「多角化・拡大」政策の下に積極的な出店、業容拡大等を推進してまいりました。しかしながら、当中間連結会計期間における業績が、前年同期を下回る結果となった状況を真摯に受け止め、平成19年12月の代表者交代を機に、「拡大路線」から「メーカーへの原点回帰」への転換を図る戦略方針を明確に打ち出し、当社が保有していたオプト株式会社の全株式について売却を実施した他、中国子会社の閉鎖決定、SNS事業からの撤退の決定等、実力以上の業容拡大政策を終結させ、事業の再構築を図ることに加えて、不採算事業及び店舗からの撤退、ブランドの統廃合、本部費削減等を織り込んだ「9つの撤退」計画を実行してまいりました。また、キャッシュ・フローの改善を目的とし、在庫の適正化に向けた徹底した販売強化を実行してまいりました。

以上の結果、売上高は前年同期比5.5%減の66億92百万円となりました。前掲の在庫販売を加速させた影響で売上総利益は前年同期比15.2%減となり、売上総利益率は前年同期と比較して4.0ポイント低下しました。また、販売費及び一般管理費は上半期までのインショップの積極出店等に伴う増加により、前年同期比11.9%増の39億63百万円となりました。その結果、営業損失は16億8百万円となり、経常損失は17億59百万円となりました。特別損益につきましては、子会社オプト(株)の株式の売却に伴う売却益50百万円等総額で71百万円を特別利益に計上し、一方で、SNS事業等不採算事業・ブランド撤退に伴う減損損失2億52百万円、不採算店舗閉鎖に伴う固定資産除却損及び店舗閉鎖損失1億23百万円等、上記撤退計画の実行に伴う損失を計上いたしました。加えて、在庫評価をより慎重に行うことにより財務の健全性を保つために、平成20年4月1日以降開始事業年度から適用される「棚卸資産の評価に関する会計基準」を当連結会計年度より早期適用いたしました。当該基準の適用により81百万円を売上原価に、2億60百万円を特別損失に計上しております。以上の通り、総額で8億66百万円を特別損失に計上したことにより、当期純損失は25億21百万円となりました。

【アパレル事業】

当連結会計年度におけるアパレル事業につきましては、上半期までは積極的な新規出店を推進してまいりました。しかしながら、店舗運営能力が未成熟な状況での店舗数増大は、売上高の伸長を上回る販管費の増大と余剰在庫を生み

出し、当中間連結会計期間ならびに当第3四半期の業績は、前年同期を下回る結果となりました。当社グループはこの状況を真摯に受け止め、当第4四半期には不採算事業及び店舗からの撤退、新規出店の見直し、ブランドの統廃合、秋物在庫の販売強化等を実行してまいりました。

インショップ業態につきましては、上半期までの積極出店により店舗数は38店増加しましたが、一方で前掲の通り不採算店舗を23店舗閉鎖したことにより、期末店舗数は前期末に対し15店舗増の135店舗となりました。その結果、売上高は、前年同期比45.6%増の21億91百万円となりました。

GMS（総合スーパー）への卸販売につきましては、天候不順や低調な消費動向の影響による先方の販売不調もあり、全般的に低調な推移となりました。専門店卸販売につきましては、前期に引き続きチェーン店を中心とした新規開拓に注力してまいりました。しかしながら、GMS・専門店卸業態の売上高はGMS卸の不調が影響し、前年同期比18.5%減の13億47百万円となりました。

百貨店・直営店その他の業態につきましては、不採算店舗閉鎖により店舗数が通期で39店舗減少したことの影響により、売上高は前年同期比5.8%減の20億82百万円となりました。

前連結会計年度よりスタートいたしましたネット通販業態につきましては、当期より自社サイトを立ち上げるとともに、会員獲得に徹底して努めた結果、売上高は小規模ながらも前年同期比149.6%増の1億63百万円と順調に拡大いたしました。

以上の結果、アパレル事業の売上高は前年同期比6.4%増の57億85百万円となりました。

売上総利益率につきましては、値下げロスの拡大に加えて、棚卸資産の評価に関する会計基準を早期適用したことに伴う簿価切下げ額81百万円を売上原価に計上したことにより、前年同期に対し4.0ポイント低下の40.5%となり、売上総利益は前年同期比3.2%減の23億40百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、当第4四半期に不採算店舗からの撤退、ブランド撤退、本部人員効率化等による本部費削減等の削減策を実行してまいりましたが、その改善効果が出現するのは当年度末以降になることから、当連結会計年度においては、前年同期比14.9%増の32億34百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるアパレル事業の営業損失は8億93百万円となりました。

【エレクトロニクス事業】

当該事業の主要子会社であったオプト(株)につきましては、平成19年12月に当社が保有する同社の全株式を売却したことにより、平成19年12月末日時点で連結除外となっております。したがって、当連結会計年度におけるエレクトロニクス事業の業績につきましては、平成19年12月末日までのオプト(株)の経営成績を反映させております。

AV製品につきましては、大型液晶テレビ等旧品在庫の販売を強化し、概ね在庫は一扫いたしました。しかしながら、新規仕入の抑制により全体としては低調な推移と

なりました。

超小型広角カメラシステムにつきましては、下半期に金融機関向け製品が出荷開始に至りましたが、期首に仕様及びソフトウェア改良に時間を要したことが影響し、全体としては予定を下回る結果となりました。

設計・開発部門につきましては、上半期に受注が一時落ち込みましたが、下半期に入り回復基調にあり堅調な推移となりました。

以上の結果、エレクトロニクス事業の売上高は、前年同期比44.9%減の9億7百万円となり、営業損失は3億49百万円となりました。

【その他の事業】

平成19年2月に㈱ママメディアを設立し、SNS事業を展開してまいりましたが、早期の収益獲得は困難であると判断し、当連結会計年度において同事業からの撤退を決定いたしました。当連結会計年度における営業損失は87百万円であります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、有形固定資産1億54百万円、無形固定資産1億72百万円で、その主なものはアパレル事業における店舗設備及びエレクトロニクス事業における超小型広角カメラシステムに係るソフトウェアであります。

(3) 資金調達の状況

当社の運転資金として5億円の短期借入を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において25億21百万円の当期純損失を計上いたしました。前年同期に対して大幅な悪化となった状況を真摯に受け止め、平成20年2月に新たに「中期経営計画」を策定いたしました。経営計画の骨子は、「9つの撤退」による大幅な収益改善と「メーカーへの原点回帰」を基本方針とする、新たな戦略方針に基づくものであります。

当連結会計年度において、上記「9つの撤退」は概ね完了しており、今後は「中期経営計画」を確実に遂行し、早期経営再建を実現することこそが最大の課題のひとつであると認識しております。

また、平成17年12月21日に発行しました、第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の償還期日が、平成20年12月22日に到来いたします。当該社債の問題は当社にとって喫緊の財務上の課題でありましたが、早期解決を図るべく、平成20年5月12日付開催の取締役会において、総額10億64百万円の第三者割当増資及び総額3百万円の新株予約権（権利行使価額の総額は9億54百万円）の発行を決議しました。第三者割当増資及び新株予約権につきましては、既に払込が完了し、そのうち10億円を当該社債の買入消却に充当いたしました。社債の残額2億80百万円及び借入金債務4億円に

つきましても、早期の解決を目指し、財務体質の建て直し・健全化に尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第42期 (平成17年3月期)	第43期 (平成18年3月期)	第44期 (平成19年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (平成20年3月期)
売 上 高	百万円 —	百万円 5,019	百万円 7,083	百万円 6,692
経 常 損 失	—	2,168	924	1,759
当期純損失	—	2,768	547	2,521
1株当たり 当期純損失	—	9円44銭	1円42銭	6円38銭
総 資 産	百万円 —	百万円 7,602	百万円 5,651	百万円 —
純 資 産	—	1,345	3,048	499

- (注) 1. 第43期(平成18年3月期)から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の32第一項に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く。)により算出しております。
3. 第44期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第42期 (平成17年3月期)	第43期 (平成18年3月期)	第44期 (平成19年3月期)	第45期 (当事業年度) (平成20年3月期)
売 上 高	百万円 4,586	百万円 4,915	百万円 6,337	百万円 6,368
経 常 損 失	2,472	2,088	1,010	1,569
当期純損失	5,391	2,691	624	2,534
1株当たり 当期純損失	23円50銭	9円17銭	1円62銭	6円41銭
総 資 産	百万円 8,331	百万円 7,207	百万円 5,092	百万円 2,806
純 資 産	133	1,441	3,042	499

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く。)により算出しております。
2. 第44期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の企業集団は前連結会計年度におきましては、当社と子会社3社で構成されておりましたが、平成19年12月開催の当社取締役会決議により当社が保有するオプト(株)の全株式を売却したことに伴い、平成19年12月末時点で連結除外となりました。また、同日開催の当社取締役会において、中国子会社であった利覇来科(天津)電子有限公司の閉鎖を決議し、平成20年2月に開催の当社取締役会においてSNS事業からの撤退に伴う(株)ママディアの整理を決議いたしました。いずれも重要性がなくなったことから、当連結会計年度末において非連結子会社となっております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ベビー・子供アパレル事業と、IT周辺機器及びAV関連製品の製造・販売ならびにIT周辺機器の設計・開発を行うエレクトロニクス事業を主な事業とし、併せてこれに附帯する一切の事業を営んでおります。

区 分	主 要 品 目	売上高構成比
アパレル事業	ベビー・子供衣料全般 ベビー・子供服飾雑貨全般 ベビー用寝具、浴用品	86.4%
エレクトロニクス	急速充電器 セキュリティカメラシステム 超小型広角カメラシステム AV関連製品 IT及びAV関連機器の設計・開発 IT及びAV関連機器の生産技術指導	13.6%

(8) 主要な営業所および工場(平成20年3月31日現在)

当社本社

兵庫県神戸市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況(平成20年3月31日現在)

前(6)号に記載の通り、当連結会計年度末において、重要な子会社がなくなったため記載しておりません。

②当社の従業員の状況(平成20年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
369名	30名減	38歳5ヵ月	5年7ヵ月

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先(平成20年3月31日現在)

借入先	借入額
SBIキャピタルソリューションズ株式会社	485百万円

(注) 当社の借入金について記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

「重要な後発事象」(22頁～23頁及び33頁～34頁)に記載のとおりであります。

2. 会社の株式に関する事項(平成20年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 800,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 普通株式 395,018,405株(自己株式74,696株を除く) |
| (3) 株主数 | 20,838名 |
| (4) 1単元の株式数 | 1,000株 |

(5) 大株主の状況

株主名	持株数 千株
申 基 植	6,612
有限会社ケイアイコーポレーション	5,800
大阪証券金融株式会社	4,429
久 保 哲 治	4,250
畑 崎 廣 敏	3,221
株式会社オースキタ	2,301
御 所 野 侃	2,000
株式会社イガキ	2,000
豊 岡 幸 治	1,939
清 水 秀 一	1,759

(注) 上位10名について記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末において、当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に付与した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成17年12月5日開催の取締役会決議により発行した「第4回海外円貨
建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

当事業年度末日における新株予約権の状況

平成20年3月31日現在

新株予約権の個数(個)	128個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を修正の可能性のある転換価額で除して得られる整数。
新株予約権の発行価額(円)	無 償
新株予約権の行使期間	平成17年12月27日～平成20年12月19日
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,280

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成20年3月31日現在)

地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	浅川 岳彦	
常務取締役	岡村 秀信	営業本部長
取締役	小川 達朗	エレクトロニクス事業本部技術部長 オプト株式会社代表取締役社長
取締役	有隅 祐二	営業副本部長
取締役	木村 裕輔	業務本部長(兼)財務経理システム部長
取締役	川床 博	
常勤監査役	松本 一成	
監査役	林 邦雄	
監査役	軸丸 欣哉	弁護士

- (注) 1. 取締役有隅祐二、木村裕輔、及び岡聡は平成19年6月28日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 2. 取締役岡聡は平成20年3月12日付で取締役を辞任いたしました。
 3. 監査役林邦雄および軸丸欣哉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	45百万円
監査役	3名(うち社外2名)	14百万円(うち社外6百万円)
合計	10名(うち社外2名)	59百万円(うち社外6百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 昭和61年4月28日開催第22回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額150万円、平成6年6月29日開催第31回定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を月額500万円と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

区分	氏名	他の会社の業務執行取締役等の兼任状況	他の会社の社外役員の兼任状況
監査役	林 邦雄	-	-
監査役	軸丸 欣哉	-	株式会社カワタ監査役(社外)

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	林 邦雄	当期開催の取締役会16回中13回に出席し、主として経営管理的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当期開催の監査役会11回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
監査役	軸丸欣哉	当期開催の取締役会16回中14回に出席し、主として弁護士としての専門の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当期開催の監査役会11回中10回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。

④責任限定契約の内容

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
1. 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	12百万円
2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の附議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

6. 会社の体制および方針

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正性を確保するための体制を以下の通り整備しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出し、忠実にその職務を行わなければならない。
- ②取締役は、自らのなす重要な非通例の取引、会社との取引等については、取締役会の決議を経なければならない。
- ③監査役は業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認するとともに、監査計画に基づき業務監査を実施し、必要な改善措置を取締役に勧告しなければならない。
- ④監査役は取締役会に出席し、取締役の出席及び審議の状況を確認しなければならない。
取締役は、コンプライアンスおよびリスク管理に必要な体制・規則を整備し、その遵守と徹底に努めなければならない。
- ⑤前項の目的のために、当社はコンプライアンス室を置く。
- ⑥コンプライアンス室は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する基本事項を整備するとともに、内部監査を実施し、改善・向上を推進しなければならない。
- ⑦取締役は、法令違反行為の予防のために、コンプライアンス室を事務局とする内部通報制度を設置、活用する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、取締役会規則及び文書保存規則に基づき、取締役会の決定に関する記録を作成保存し、決裁文書については永年保存しなければならない。

- ②前項の記録及び文書については、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに提出しなければならない。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行わなければならない。
- ②新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- ③リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告しなければならない。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定するための仕組みとして、取締役会規則を定める。
- ②採算管理の単位である事業部においても、重要事項は会議で検討を行うこととする。
目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各事業部門の目標値を年度予算として策定し、予算に基づく業績管理を行うこととする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①就業規則他の周知を図るため、担当取締役はこれを使用人等に掲示しなければならない。
取締役社長は、毎年度策定している社長方針において、法令順守を強調し、必要に応じて、全ての使用人等に書面で配布・徹底を図ることとする。

(6) 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループは、キムラタングループが目指すべき共通の価値観、行動基準をグループ全体で共有する。
- ②グループ会社は第4条に定める内容に準じた規則・体制の整備を図るものとする。
グループ会社は、当社のコンプライアンス室及び監査役による監査に誠実に対応しなければならない。
- ③当社及びグループ会社では、グループ内の取引を公正な市価にて行うこ

ととする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置しない。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当取締役にその旨を連絡し、担当取締役は必要な措置を講ずるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、担当取締役から上長に対して業務上の配慮を要請するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役は、取締役会に附議、報告された案件について遅滞なく監査役に報告することとする。

コンプライアンス室は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

②コンプライアンス室は、内部通報制度による通報の状況について適宜、監査役に報告することとする。

③取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告しなければならない。

④取締役及び使用人から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行うこととする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会、運営会議ほか重要会議に出席し、必要なときは意見を述べなければならない。

②監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜、報告することとする。

③監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施するものとする。

④監査役は、会計監査人の独立性を確保するために、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、また、監査結果についても、適宜報告を受けることとする。

⑤監査役は、監査及び会計に関する知識の習得に努めなければならない。

連結貸借対照表

当社は、連結子会社であったオプト(株)について当社が保有する全株式を平成19年12月に売却したため、同社は平成19年12月末日時点において連結除外となりました。加えて、中国連結子会社である利覇来科(天津)電子有限公司の閉鎖及びSNS事業撤退に伴い連結子会社である(株)ママメディアの整理を決定したことにより、連結会計年度末において連結除外としております。このため、当連結会計年度末の連結貸借対照表は作成していません。

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売 上 高		6,692
売 上 原 価		4,337
売 上 総 利 益		2,355
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,963
営 業 損 失		1,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	1	
仕 入 割 引	0	
そ の 他	24	26
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
株 式 交 付 費 償 却	13	
社 債 発 行 費 償 却	50	
借 入 手 数 料	32	
為 替 差 損	3	
そ の 他	45	177
経 常 損 失		1,759
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	50	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	5	71
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	100	
減 損 損 失	252	
店 舗 閉 鎖 損 失	22	
棚 卸 評 価 損 失	288	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	163	
開 発 中 止 損 失	31	
そ の 他	8	866
税金等調整前当期純損失		2,553
法人税、住民税及び事業税	11	11
少数株主損失		43
当 期 純 損 失		2,521

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

項 目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日残高	11,318	1,083	1,083	△9,367	△9,367	△4	3,030
連結会計年度中の変動額							
当期純損失				△2,521	△2,521		△2,521
連結除外に伴う利益剰余金の減少				△13	△13		△13
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)							-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	-	△2,534	△2,534	△0	△2,534
平成20年3月31日残高	11,318	1,083	1,083	△11,902	△11,902	△4	495

項 目	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高	8	3	4	17	-	3,048
連結会計年度中の変動額						
当期純損失						△2,521
連結除外に伴う利益剰余金の減少						△13
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△8		△4	△13		△13
連結会計年度中の変動額合計	△8	-	△4	△13	-	△2,548
平成20年3月31日残高	-	3	-	3	-	499

連結注記表

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)

当社及び連結子会社は当連結会計年度において25億21百万円の当期純損失及び10億3百万円のマイナス営業キャッシュ・フローを計上いたしました。

当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる状況が生じております。

当社及び連結子会社は、当該状況を解消し経営基盤を強化すべく、以下の経営計画を策定し、当連結会計年度より取り組んでまいりました。

1. 経営計画の基本方針

当社は、当連結会計年度の下期において、事業のセグメント単位またはブランド単位の採算性を精査し、百貨店事業・不採算店舗からの撤退、非効率ブランドの廃止、SNS事業からの撤退、子会社株式の売却、中国子会社の閉鎖、本部経費の削減等を織り込んだ大幅な収益改善施策を「9つの撤退計画」として打ち出しており、これらの撤退計画を概ね完了させるに至っております。さらに平成20年4月にはエレクトロニクス事業からの撤退を決定し本業への経営資源集中をより一層明確にし、不転換の決意で経営再建に取り組んでおります。

次年度以降については「メーカーへの原点回帰」を基本とするアパレル事業の新たな戦略方針を明確にし、当社の本来の強みである商品力のさらなる強化と新ブランドの開発、成長・拡大市場である量販専門店市場の開発、ネット通販の拡大に注力するとともに、インショップ・直営店においては非効率ブランドから高効率ブランドへの入れ替えによる収益改善を図ってまいりる所存であります。さらに、商品発注管理の強化により商品消化率の向上を図り、たな卸資産の大幅な圧縮を目指してまいります。

2. 資金調達及び今後の財務の健全化について

平成17年12月21日に当社が発行しております第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「当該社債」といいます。)につきましては、転換未行使残高が12億80百万円残っておりますが、その償還期限が平成20年12月22日に到来することとなっております。

当社は、当該社債の問題を早期に解決すべく、平成20年5月12日に開催の当社取締役会において、総額10億64百万円の第三者割当増資及び総額3百600千円の新株予約権(権利行使価額の総額は9億54百万円)の発行を決議し、当該第三者割当増資及び新株予約権につきましては、平成20年5月27日の払込期日において既に全額払込が完了しており、そのうち10億円を平成20年5月28日付で当該社債の買入消却に充たいたしました。また、新株予約権の行使により今後調達する予定の9億54百万円につきましては、当該社債の残額2億80百万円の買入消却に優先的に充当することを決定しており、次に4億円の借入金返済に充当し、残りを運転資金に充当する予定であります。

なお、当社は新株予約権の引受者との間で、当該社債の残額2億80百万円のうち、償還期限までに残存する部分がある場合、引受者は当該残存価額相当の新株予約権を行使する義務を負う旨の契約を締結しております。

以上の通り、当社は上記経営計画及び資金調達計画等を確実に遂行することによって継続企業の前提に関する重要な疑義は解消できるものと判断しております。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数……………連結子会社はありません。

なお、連結子会社であったオプト(株)は、当社が保有する全株式を平成19年12月に売却したことに伴い、平成19年12月末日時点で連結除外となっております。

- (2) 非連結子会社

非連結子会社……………2社

非連結子会社の名称……………利覇来科(天津)電子有限公司、(株)ママメディア☒
平成19年12月開催の取締役会において、エレクトロニクス事業における中国子会社である利覇来科(天津)電子有限公司の閉鎖を決議し、また平成20年2月開催の取締役会において、SNS事業からの撤退に伴い連結子会社である(株)ママメディアの整理を決議し、両社ともに今後解散・清算の方向であることから、当連結会計年度末において連結除外となっております。なお、非連結子会社とも当連結会計年度末において、連結における重要性はありません。また、連結子会社であったオプト(株)との関連で非連結子会社であった(株)イーアールアイ及び(株)ステラーツはオプト(株)の全株式売却により、支配力関係がなくなったことにより、非連結子会社ではなくなりました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券の評価基準及び評価方法☒

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法。

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は株式については移動平均法、株式以外のものは総平均法により算定しております。

時価のないもの……総平均法による原価法

- ②デリバティブ……………時価法

- ③棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製商品・仕掛品……………個別法による原価法

材 料……………最終仕入原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………定率法

②無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

①株式交付費……支出時より3年間で均等償却しております。

②社債発行費……社債発行後3年(3年以内に償還期限が到来するときは、その期間内)で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②返品調整引当金……販売済製商品の期末日以降の返品による損失に備えるため、期末月前2ヶ月間の売上高に実績率を乗じた金額を計上しております。

③賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) のれんの償却

のれんの償却は10年間で定額法により償却しております。ただし、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその年数によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

該当事項はありません。

(会計処理の変更)

(棚卸資産の評価の方法)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5

日 企業会計基準第9号)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益が81百万円減少し、営業損失及び経常損失が81百万円増加し、税金等調整前当期純損失が3億41百万円増加しております。

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更に伴い営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が7百万円それぞれ増加しております。

(追加情報)

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、この変更に伴い営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(退職給付引当金)

当社は、平成19年4月に適格退職年金制度について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

なお、本移行に伴う損益に与える影響はありません。

(保証債務等)

偶発債務

平成18年7月7日付でアメリカン・アンド・フォーリンマーケット・リサーチ(株)(A & FMR社)が当社に提訴した報酬支払請求訴訟及び平成19年1月10日付で当社が反訴いたしました同社に対する貸金返還請求につきまして、平成19年11月8日付で東京地方裁判所において第一審判決が言い渡されました。第一審判決は双方の主張が認められるものであり、各々の請求金額は次のとおりとなります。

報酬支払請求訴訟……A & FMR社の請求金額9,450万円及びそれに係る利息
 貸金返還請求………当社の請求金額9,169万円及びそれに係る利息
 相手方の主張の正当性には疑義があり、当社は第一審判決を不服として平成19
 年11月13日に控訴いたしました。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記事項)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する注記

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	395,093,101	—	—	395,093,101

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	69,891	4,805	—	74,696

(注) 自己株式の株式数の増加4,805株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の当期末残高	128個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の発行価額の総額を修正の可能性のある転換価額で除して得られる整数。

(1株当たり情報に関する注記事項)

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 6円38銭 |

(重要な後発事象)

(1) 重要な事業からの撤退

当社は今後の事業戦略を総合的に検討した結果、平成20年4月25日開催の当社取締役会において、エレクトロニクス事業から撤退することを決議いたしました。

(2) 第三者割当による新株式の発行

平成20年5月12日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議し、払込手続を終了致しました。

①発行株式数	普通株式140,000,000株
②発行価格	1株につき金7.60円
③発行価額の総額	1,064,000,000円
④資本組入額	1株につき金4円
⑤資本組入額の総額	560,000,000円
⑥申込期間	平成20年5月27日
⑦払込期日	平成20年5月27日
⑧資金の使途	手取概算額約10億44百万円のうち、10億円を第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使分である12億8千万の残社債のうち額面総額10億円分をDKR OASIS社から買入消却するための資金として充当しました。残り、44百万円につきましては運転資金に充ててまいります。

(3) 新株予約権の発行

平成20年5月12日開催の当社取締役会において、株式会社キムラタン第3回新株予約権の発行に関し、下記のとおり決議し、払込手続を終了致しました。

募集の方法

①発行数	90個
②発行価額の総額	金3,600,000円
③発行価額	1個につき金40,000円
④申込手数料	該当事項はありません。
⑤申込単位	1個
⑥申込期間	平成20年5月27日

⑦申込証拠金	該当事項はありません。
⑧払込期日	平成20年5月27日
⑨行使価額	1株につき金10.60円
⑩行使価額の総額	954,000,000円
⑪資金の使途	手取概算額約9億14百万円のうち、第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使分である12億8千万の残社債のうち額面総額2億80百万円分の買入消却に優先的に充当し、次に有利子負債4億円の借入金返済に充当してまいります。続いて、当社が急ピッチで進めております、ネット販売のためのウェブサイト構築のための開発資金に80百万円を充当し、残り1億54百万円は運転資金として見込んでおります。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月7日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 ㊤
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田村 一美 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記に記載のとおり、会社及び連結子会社は、25億21百万円の当期純損失及び10億3百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
- 「会計処理の変更」(棚卸資産の評価の方法)に記載のとおり、会社は、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
- 重要な後発事象
 - 「重要な後発事象」(重要な事業からの撤退)に記載のとおり、会社は、平成20年4月25日開催の当社取締役会において、エレクトロニクス事業からの撤退を決議した。
 - 「重要な後発事象」(第三者割当による新株式の発行)及び(新株予約権の発行)に記載のとおり、会社は、平成20年5月12日開催の当社取締役会において、発行総額10億64百万円の第三者割当による新株式発行及び発行総額3百万円の新株予約権(新株予約権行使による株式の発行価額の総額は9億54百万円)の発行を決議し、それぞれ払込期日である平成20年5月27日に払込手続が全て完了し、総額10億67百万円の払込金を受領している。
なお、当社既発行の第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使残高12億80百万円のうち10億円については、同払込金を原資として平成20年5月28日に買入消却を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,203	流動負債	2,234
現金及び預金	163	買掛金	78
受取手形	69	短期借入金	485
売掛金	1,089	1年以内償還予定転換社債型 新株予約権付社債	1,280
たな卸資産	841	未払金	205
前払金	58	未払法人税等	19
その他流動資産	60	未払事業所税	5
貸倒引当金	△78	未払費用	90
		返品調整引当金	40
		賞与引当金	16
		その他の流動負債	13
固定資産	598	固定負債	72
有形固定資産	243	確定拠出年金移行時未払金	70
建物及び構築物	19	再評価に係る繰延税金負債	2
工具器具備品等	217		
土地	7	負債合計	2,306
無形固定資産	45	純 資 産 の 部	
商標権	0	株主資本	
ソフトウェア	35	資本金	11,318
電話加入権等	10	資本剰余金	
投資その他の資産	309	資本準備金	1,083
関係会社株式	1	利益剰余金	
差入保証金	126	その他利益剰余金	△11,902
長期未収金	211	繰越利益剰余金	△11,902
長期貸付金	132	自己株式	△4
その他投資等	5	株主資本合計	495
貸倒引当金	△169	評価・換算差額等	
		土地再評価差額金	3
繰延資産	4	評価・換算差額等合計	3
株式交付費	4	純資産合計	499
資産合計	2,806	負債及び純資産合計	2,806

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売 上 高		6,368
売 上 原 価		4,020
売 上 総 利 益		2,348
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,776
営 業 損 失		1,428
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	5	
仕 入 割 引	0	
そ の 他	20	27
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
株 式 交 付 費 償 却	12	
社 債 発 行 費 償 却	50	
借 入 手 数 料	32	
為 替 差 損	4	
そ の 他	44	167
経 常 損 失		1,569
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	5	21
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	100	
減 損 損 失	252	
店 舗 閉 鎖 損 失	22	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	54	
関 係 会 社 整 理 損 失	86	
棚 卸 評 価 損 失	260	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	163	
開 発 中 止 損 失	31	
そ の 他	5	977
税 引 前 当 期 純 損 失		2,525
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8	
当 期 純 損 失		2,534

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

項 目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成19年3月31日残高	11,318	1,083	1,083	△9,368	△9,368	△4	3,029
事業年度中の変動額							
当期純損失				△2,534	△2,534		△2,534
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2,534	△2,534	△0	△2,534
平成20年3月31日残高	11,318	1,083	1,083	△11,902	△11,902	△4	495

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	8	3	12	3,042
事業年度中の変動額				
当期純損失				△2,534
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△8		△8	△8
事業年度中の変動額合計	△8	-	△8	△2,542
平成20年3月31日残高	-	3	3	499

個別注記表

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)

当社は当事業年度において25億34百万円の当期純損失及び8億4百万円のマイナス営業キャッシュ・フローを計上いたしました。

当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる状況が生じております。

当社は、当該状況を解消し経営基盤を強化すべく、以下の経営計画を策定し、当事業年度より取り組んでまいりました。

1. 経営計画の基本方針

当社は、当事業年度の下期において、事業のセグメント単位またはブランド単位の採算性を精査し、百貨店事業・不採算店舗からの撤退、非効率ブランドの廃止、SNS事業からの撤退、子会社株式の売却、中国子会社の閉鎖、本部経費の削減等を織り込んだ大幅な収益改善施策を「9つの撤退計画」として打ち出しており、これらの撤退計画を概ね完了させるに至っております。さらに平成20年4月にはエレクトロニクス事業からの撤退を決定し本業への経営資源集中をより一層明確にし、不退転の決意で経営再建に取り組んでおります。

次年度以降については「メーカーへの原点回帰」を基本とするアパレル事業の新たな戦略方針を明確にし、当社の本来の強みである商品力のさらなる強化と新ブランドの開発、成長・拡大市場である量販専門店市場の開発、ネット通販の拡大に注力するとともに、インショップ・直営店においては非効率ブランドから高効率ブランドへの入れ替えによる収益改善を図ってまいり所存であります。さらに、商品発注管理の強化により商品消化率の向上を図り、たな卸資産の大幅な圧縮を目指してまいります。

2. 資金調達及び今後の財務の健全化について

平成17年12月21日に当社が発行しております第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「当該社債」といいます。)につきましては、転換未行使残高が12億80百万円残っておりますが、その償還期限が平成20年12月22日に到来することとなっております。

当社は、当該社債の問題を早期に解決すべく、平成20年5月12日に開催の当社取締役会において、総額10億64百万円の第三者割当増資及び総額3百600千円の新株予約権(権利行使価額の総額は9億54百万円)の発行を決議し、当該第三者割当増資及び新株予約権につきましては、平成20年5月27日の払込期日において既に全額払込が完了しており、そのうち10億円を平成20年5月28日付で当該社債の買入消却に充当いたしました。また、新株予約権の行使により今後調達する予定の9億54百万円につきましては、当該社債の残額2億80百万円の買入消却に優先的に充当することを決定しており、次に4億円の借入金返済に充当し、残りを運転資金に充当する予定であります。

なお、当社は新株予約権の引受者との間で、当該社債の残額2億80百万円のうち、償還期限までに残存する部分がある場合、引受者は当該残存価額相当の新株予約権を行使する義務を負う旨の契約を締結しております。

以上の通り、当社は上記経営計画及び資金調達計画等を確実に遂行することによって継続企業の前提に関する重要な疑義は解消できるものと判断しております。

計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式☒

総平均法による原価法

②その他有価証券☒

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法。☒

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は株式については移動平均法、株式以外のものは総平均法により算定しております。

時価のないもの……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製商品・仕掛品……個別法による原価法

材 料……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時より3年間で均等償却しております。

社債発行費……社債発行後3年(3年以内に償還期限が到来するときは、その期間内)で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金……販売済製商品の期末日以降の返品による損失に備えるため、期末月前2ヵ月間の売上高に実績率を乗じた

金額を計上しております。

- (3) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。☒

(会計処理の変更)

(棚卸資産の評価の方法)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益が81百万円減少し、営業損失及び経常損失が81百万円増加し、税引前当期純損失が3億41百万円増加しております。

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更に伴い営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が7百万円それぞれ増加しております。

(追加情報)

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償

却費に含めて計上しております。

なお、この変更に伴い営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(退職給付引当金)

当社は、平成19年4月に適格退職年金制度について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

なお、本移行に伴う損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 譲渡担保資産

売掛金 918百万円

棚卸資産 841百万円

同上に対する債務

短期借入金 485百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 212百万円

3. 保証債務等

偶発債務

平成18年7月7日付でアメリカン・アンド・フォーリンマーケット・リサーチ(株)(A & FMR社)が当社に提訴した報酬支払請求訴訟及び平成19年1月10日付で当社が反訴いたしました同社に対する貸金返還請求につきまして、平成19年11月8日付で東京地方裁判所において第一審判決が言い渡されました。

第一審判決は双方の主張が認められるものであり、各々の請求金額は次のとおりとなります。

報酬支払請求訴訟…A & FMR社の請求金額9,450万円及びそれに係る利息

貸金返還請求………当社の請求金額9,169万円及びそれに係る利息

相手方の主張の正当性には疑義があり、当社は第一審判決を不服として平成19年11月13日に控訴いたしました。

(損益計算書に関する注記事項)

1. 関係会社との取引高	売上高	1百万円
	仕入高	36百万円
	営業費用	33百万円
	営業取引以外の取引高	4百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	69,891	4,805	—	74,696

(注) 自己株式の株式数の増加4,805株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース契約により使用している固定資産の主なものは、電子計算機及びその周辺装置であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合
役員及びその近親者	川床 博	愛知県名古屋市	—	当社取締役	被所有直接

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼務等	事業上の関係				
—	—	金銭の貸付	—	短期貸付金	7百万円

(注) 1. 貸付金については合理的な利率による利息を請求することとしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1円26銭
1株当たり当期純損失	6円41銭

(重要な後発事象)

(1) 重要な事業からの撤退

当社は今後の事業戦略を総合的に検討した結果、平成20年4月25日開催の当社取締役会において、エレクトロニクス事業から撤退することを決議いたしました。

(2) 第三者割当による新株式の発行

平成20年5月12日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議し、払込手続を終了致しました。

①発行株式数	普通株式140,000,000株
②発行価格	1株につき金7.60円
③発行価額の総額	1,064,000,000円
④資本組入額	1株につき金4円
⑤資本組入額の総額	560,000,000円
⑥申込期間	平成20年5月27日
⑦払込期日	平成20年5月27日
⑧資金の使途	手取概算額約10億44百万円のうち、10億円を第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使分である12億8千万の残社債のうち額面総額10億円分をDKR OASIS社から買入消却するための資金として充当しました。残り、44百万円につきましては運転資金に充ててまいります。

(3) 新株予約権の発行

平成20年5月12日開催の当社取締役会において、株式会社キムラタン第3回新株予約権の発行に関し、下記のとおり決議し、払込手続を終了致しました。

募集の方法

①発行数	90個
②発行価額の総額	金3,600,000円
③発行価額	1個につき金40,000円
④申込手数料	該当事項はありません。
⑤申込単位	1個
⑥申込期間	平成20年5月27日

⑦申込証拠金	該当事項はありません。
⑧払込期日	平成20年5月27日
⑨行使価額	1株につき金10.60円
⑩行使価額の総額	954,000,000円
⑪資金の使途	手取概算額約9億14百万円のうち、第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使分である12億8千万の残社債のうち額面総額2億80百万円分の買入消却に優先的に充当し、次に有利子負債4億円の借入金返済に充当してまいります。続いて、当社が急ピッチで進めております、ネット販売のためのウェブサイト構築のための開発資金に80百万円を充当し、残り1億54百万円は運転資金として見込んでおります。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月7日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 ㊤
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田村 一美 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記に記載のとおり、会社は、25億34百万円の当期純損失及び8億4百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及び附属明細書には反映していない。
- 「会計処理の変更」(棚卸資産の評価の方法)に記載のとおり、会社は、当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
- 重要な後発事象

(1) 「重要な後発事象」(重要な事業からの撤退)に記載のとおり、会社は、平成20年4月25日開催の当社取締役会において、エレクトロニクス事業からの撤退を決議した。

(2) 「重要な後発事象」(第三者割当による新株式の発行)及び(新株予約権の発行)に記載のとおり、会社は、平成20年5月12日開催の当社取締役会において、発行総額10億64百万円の第三者割当による新株式発行及び発行総額3百万円の新株予約権(新株予約権行使による株式の発行価額の総額は9億54百万円)の発行を決議し、それぞれ払込期日である平成20年5月27日に払込手続が全て完了し、総額10億67百万円の払込金を受領している。

なお、当社既発行の第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換未行使残高12億80百万円のうち10億円については、同払込金を原資として平成20年5月28日に買入消却を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示

しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関し、当監査役会は取締役からの報告を受け調査を行った結果、当社前代表取締役社長川床博氏について、会社法356条1項2号・3号、同法365条に違反する事実が判明したことから、遅滞なく取締役にその旨を報告するとともに、取締役会として、適切な対応をするよう要請しました。

その結果、当社取締役会は上記違反事実にかかる取引を事後的にも承認しなかったことから、現在、当社は川床氏に対して、法的責任を追及する手続きを進めているところです。

上記違反事実の詳細は、事業報告32頁に記載のとおりであります。

また、川床氏の上記違反事実について、当社代表取締役社長浅川岳彦氏ならびに当社取締役木村裕輔氏は、当該違反事実があることを知りながら、直ちにこれを監査役に報告しなかったものとして、会社法357条に違反した事実があるものと思料します。

その他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、前号記載事実のごとき違法行為の再発防止策が取締役会から当監査役会に提出されております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果☑

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年6月11日

株式会社キムラタン 監査役会

監査役(常勤) 松本 一成 ㊟

監査役 林 邦雄 ㊟

監査役 軸丸 欣哉 ㊟

- (注) 監査役 林 邦雄及び監査役 軸丸 欣哉は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役1名の増員をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
高田新一 (昭和28年1月20日生)	昭和50年4月 株式会社レナウン入社 平成10年2月 同社商品企画部長 平成12年8月 同社コミュニケーション部副部長 平成14年2月 株式会社キムラタン入社 コンパズ事業部副事業部長 昭和15年11月 東京事業部副事業部長(兼)商品部長 平成16年6月 社長室付部長 平成16年8月 総務人事部長 平成19年6月 総務人事部長(兼)コンプライアンス室長 (現在に至る)	-株	なし

第2号議案 監査役2名選任の件

社外監査役林邦雄氏、軸丸欣也氏は、本総会終結の時をもちまして、任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	林 邦雄 (昭和22年2月22日生)	昭和48年4月 株式会社日立製作所入社 平成8年8月 同社中部支社企画部長 平成10年12月 同社業務改革本部室長 平成13年6月 ASTI株式会社取締役管理本部長 平成16年6月 株式会社日立システムアンドサービス執行役社長室長 平成16年6月 当社監査役就任(現) 平成18年6月 株式会社日立システムアンドサービス取締役 (現在に至る)	10,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数	当社との 特別の 利害関係
2	軸丸欣哉 (昭和42年4月30日生)	平成7年10月 司法試験合格 平成8年3月 京都大学法学部卒 平成10年3月 司法修習修了 平成10年4月 弁護士登録(大阪弁 護士会所属) 弁護士法人淀屋橋・ 山上合同入所 平成18年6月 当社監査役就任	-株	なし

(注) 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 林邦雄氏、軸丸欣哉氏の両候補者は社外監査役候補者であります。

(2) 社外監査役候補者とする理由

① 林邦雄氏は、株式会社日立システムアンドサービスの執行役を経験しており、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、社外監査役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断いたしました。

② 軸丸欣哉氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断いたしました。

(3) 社外監査役候補者が、当社監査役に就任してからの年数

① 林邦雄氏が当社監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

② 軸丸欣哉氏が当社監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。

(4) 責任限定契約について

当社は、林邦雄氏、軸丸欣哉氏両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任のご承認をいただいた場合は、責任限定契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金300万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善良かつ重大な過失がない時に限るものとする。

第3号議案 取締役1名解任の件

取締役川床博氏解任の件

1. 解任の理由

川床博氏については、実質的に当社の経済的負担のもと、自ら1500万円の金員を取得することを企て、当社代表取締役として、①平成19年9月6日、当社取締役会の承認を得ることなく(会社法356条1項2号、同法365条1項)、当社をして、金780万円を具体的な返済条件を定めずに貸金名目にて、自己に交付せしめた事実ならびに②平成19年9月1日ころ、自らが昵懇の関係にあるコンサルタント会社との間で、当社としてコンサルタント契約を締結すべき特段の必要性がないにもかかわらず、2個のコンサルタント契約を締結し、同月6日、当社をしてコンサルタント会社に対してコンサルタント報酬名目にて合計720万円を一括かつ前払いで支払わせたうえ、同日ころ、同コンサルタント会社ないしその関係者から、720万円の金員の交付を受けた事実が発覚しました。

その後、当社は、同氏に対し、上記金員相当額の返還を請求いたしましたが、同氏はこれに応じておりません。

また、川床博氏は、何ら正当な理由もなく、平成19年12月16日ころから当社に全く出社せず、かつ、取締役会にも全く参加しない状況であり、取締役としての職務の執行を完全に放棄している状況です。

以上のとおり、川床博氏については、その職務の執行について、法令違反(会社法356条1項2号、同法365条1項)ならびに善管注意義務(会社法330条、民法644条)・忠実義務(会社法355条)の違反が認められることが明らかです。

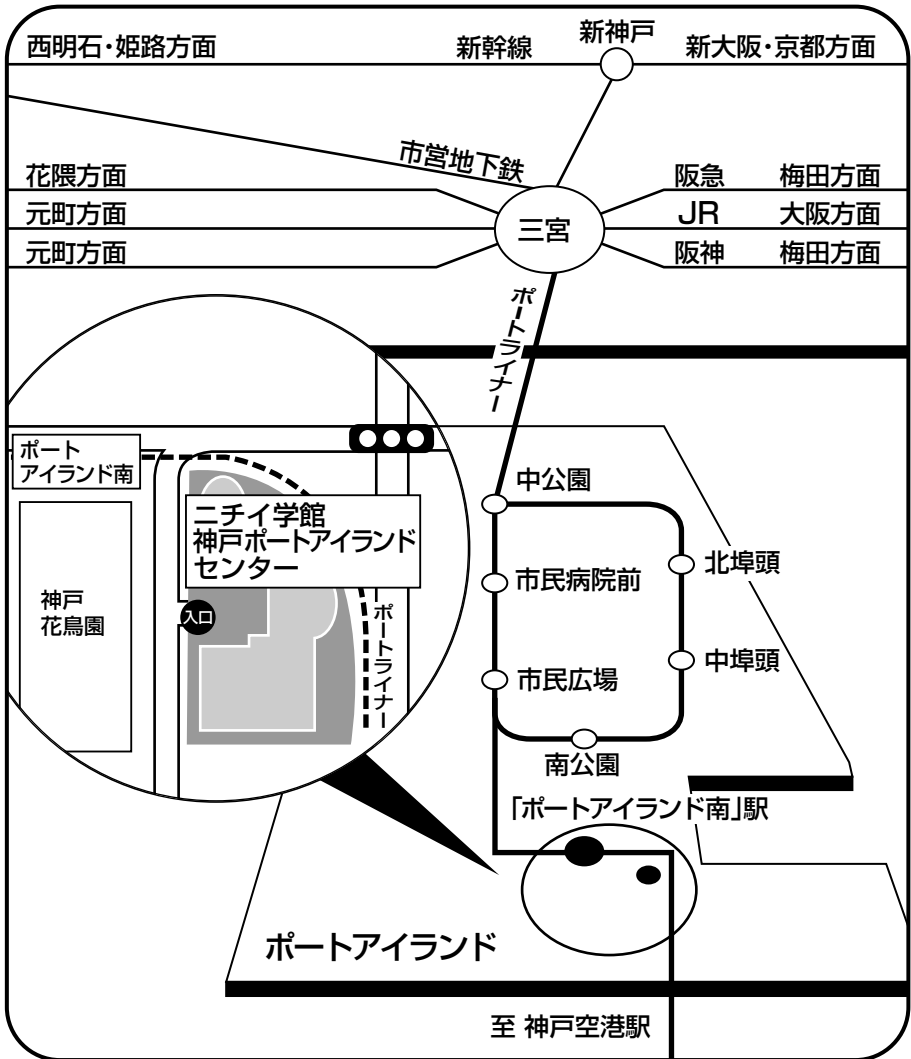
したがって、今般、同氏の取締役解任をお願いするものであります。

2. 当該取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
川床博 (昭和23年11月20日生)	平成16年6月29日 取締役就任 代表取締役就任
	平成17年6月29日 取締役重任 代表取締役重任
	平成19年6月28日 取締役重任 代表取締役重任
	平成19年12月21日 代表取締役解任 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図



・交通のご案内

ポートライナー「ポートアイランド南駅」下車 東へ徒歩2分

株式会社 キムラタン